

2020年5月1日

各位

大垣共立銀行

スクレイピング契約の締結に伴うインターネットバンキング関連規定の追加のお知らせ

当社は、電子決済等代行業者とのスクレイピング（お客様のログインID、ログインパスワード等の開示・貸与を受けて、お客様に代わりお客様に関する情報を取得する行為）に関する契約の締結に伴い、2020年5月29日より、次のとおり関連規定等の追加をいたします。

I 追加の内容

「個人向けインターネットバンキングの被害補償制度」、「法人向けインターネットバンキングの被害補償制度」、「<大垣共立>スーパーOKダイレクト利用規定」、「<大垣共立>EBサービス利用規定」に、それぞれ、下記の条項を追加いたします。

記

1. 「個人向けインターネットバンキングの被害補償制度」への追加条項

6. 電子決済等代行業者にIDおよびログインパスワードを提供する場合

当社がスクレイピング（お客様のID、パスワード等の開示・貸与を受けて、お客様に代わりお客様に関する情報を取得する行為）に関する契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者に対して、お客様はスーパーOKダイレクトのID、ログインパスワード、またはOKメイト・WEBのID、ログインパスワード、暗証番号に限り提供すること（以下、「提供ID等」といいます。）ができます。ただし、当該電子決済等代行業者のサービスの利用はお客様の判断により利用するものとし、提供ID等を用いた不正送金等の被害については、当社の故意または重過失の場合を除き補償の対象にはなりません。

2. 「法人向けインターネットバンキングの被害補償制度」への追加条項

8. 電子決済等代行業者にIDおよびログインパスワードを提供する場合

当社がスクレイピング（お客様のID、パスワード等の開示・貸与を受けて、お客様に代わりお客様に関する情報を取得する行為）に関する契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者に対して、お客様はOKメイト・WEBのID、ログインパスワード、暗証番号に限り提供すること（以下、「提供ID等」といいます）ができます。ただし、当該電子決済等代行業者のサービスの利用はお客様の判断により利用するものとし、提供ID等を用いた不正送金等の被害については、当社の故意または重過失の場合を除き補償の対象にはなりません。

3. 「<大垣共立>スーパーOKダイレクト利用規定」への追加条項

27. 電子決済等代行業者のサービスの利用について

- (1) 前記 15. (1) にかかわらず、契約者は、当社がスクレイピング（契約者のログインID、ログインパスワード等の開示・貸与を受けて、契約者に代わり契約者に関する情報を取得する行為）に関する契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能業者」といいます。）のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、ログインID、ログインパスワードに限って利用可能業者に提供することができるものとします。ただし、ログインID、ログインパスワード以外の本人認証の情報については、利用可能業者に対しても提供しないものとします。
- (2) 利用可能業者のサービスの利用は契約者の判断により、利用可能業者のサービスの利用規約に同意のうえ、利用するものとし、その信頼性や正確性等について当社は責任を負いません。
- (3) 契約者が利用可能業者にログインID、ログインパスワードを提供している場合であっても、契約者のログインID、ログインパスワードによるログインがあった場合、契約者ご本人からの操作とみなします。
- (4) 当社は、当社の判断により、随時利用可能業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当社ホームページ等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者にログインID、ログインパスワードを提供していた契約者は速やかにログインパスワードを変更するものとします。
- (5) 契約者がログインID、ログインパスワードを提供していた利用可能業者のサービスの利用を取りやめる場合は、契約者の責任において、当該サービスの解約およびログインパスワードの変更を行うものとします。
- (6) 前記 18. (1) にかかわらず、契約者が利用可能業者に提供したログインID、ログインパスワードを用いた不正送金等の被害については、当社の故意または重過失がない限り、当社による補償の対象にはならないものとし、契約者は利用可能業者から補償を受けるものとします。ただし、契約者は、利用可能業者の提供するサービスの利用規約において補償が不要とされている場合には補償を受けられないものとします。

4. 「<大垣共立>EBサービス利用規定」への追加条項

26. 電子決済等代行業者のサービスの利用について

- (1) 13. (1) の規定にかかわらず、契約者が、当社がスクレイピング（権限者のログインID、ログインパスワード等の開示・貸与を受けて、権限者に代わり契約者に関する情報を取得する行為）に関する契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能業者」といいます。）のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、権限者は、OKメイト・WEBで使用するログインID、ログインパスワード、暗証番号に限って利用可能業者に提供することができるものとします。ただし、ログインID、ログインパスワード、暗証番号以外の本人認証の情報については、利用可能業者に対しても提供しないものとします。

- (2) 利用可能業者のサービスの利用は契約者の判断により、利用可能業者のサービスの利用規約に同意のうえ、利用するものとし、その信頼性や正確性等について当社は責任を負いません。
- (3) 権限者が利用可能業者にログインID、ログインパスワード、暗証番号を提供している場合であっても、権限者のログインID、ログインパスワード、暗証番号によるログインがあった場合、権限者ご本人からの操作とみなします。
- (4) 当社は、当社の判断により、随時利用可能業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当社ホームページ等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者にログインID、ログインパスワード、暗証番号を提供していた権限者は速やかにログインパスワードを変更するものとします。
- (5) 権限者がログインID、ログインパスワード、暗証番号を提供していた利用可能業者のサービスの利用を取りやめる場合は、契約者の責任において、当該サービスの解約およびログインパスワードの変更を行うものとします。
- (6) 権限者が利用可能業者に提供したログインID、ログインパスワード、暗証番号を用いた不正送金等の被害については、当社の故意または重過失がない限り、当社による補償の対象にはならないものとし、契約者は利用可能業者から補償を受けるものとします。ただし、契約者は、利用可能業者の提供するサービスの利用規約において補償が不要とされている場合には補償を受けられないものとします。

II 新規定の効力発生日

2020年5月29日

※新規定の内容は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

III 新規定の全文

新規定の全文（現行規定及び追加条項）は、以下をご確認ください。

個人向けインターネットバンキングの被害補償制度 (<https://www.okb.co.jp/announcement/hosyo/#banking-kojin>)

法人向けインターネットバンキングの被害補償制度 (<https://www.okb.co.jp/announcement/hosyo/#banking-hojin>)

<大垣共立>スーパーOKダイレクト利用規定 (<https://www.okb.co.jp/okdirect/pdf/kitei.pdf>)

<大垣共立>EBサービス利用規定 (https://www.okb.co.jp/assets/pdf/company/okmateweb/kitei/kitei_eb.pdf)

IV 電子決済等代行業者のサービス利用時のご注意事項

- ・現在、電子決済等代行業者のサービスを利用されており、今後、スクレイピングを停止されたいお客さまは、ログインパスワードの変更を行ってください。
- ・スクレイピングを使用する電子決済等代行業者のサービスを利用する際は、上記規定等の対象となる事業者かご確認いただき、お客さま自身のご判断により、当該サービスの利用規定に同意のうえ、ご利用ください。対象となる電子決済等代行業者は下記で公開します。

(URL: <https://www.okb.co.jp/announcement/various/#collaboration>)

- ・電子決済等代行業者のサービスに当社の口座を連携する際は、上記規定等で提供可能としているログインID、ログインパスワード（これに加え、OKメイト・WEBの場合は暗証番号）以外のメール通知パスワード（スーパーOKダイレクト）やワンタイムパスワード（OKメイト・WEB）等の本人認証情報は絶対提供しないでください。
- ・電子決済等代行業者のサービスを利用する際は、インターネットバンキングセキュリティガイド（<https://www.okb.co.jp/personal/security/>）などを参考に、お客さま自身でセキュリティをご確認いただいたうえで、ご利用ください。

以 上